

株式会社アイ・エム・シーみのおハンズオン介護研修センター  
介護福祉士実務者研修 (通信・昼間) 課程 学則

(設置目的)

第1条 高齢者の増加及び多様化するニーズに対応した適切な介護を提供する為、必要な知識、技術を有する職員の育成を行い、広く福祉社会に貢献することを目的とする。  
また、介護事業に従事するにあたり、習得すべき知識と技術を研修するだけでなく、介護に最も重要な利用者に寄り添う心やふれあいを大切にした人材教育を行う。

(名称)

第2条 研修の名称は、「株式会社アイ・エム・シーみのおハンズオン介護研修センター介護福祉士実務者研修 (通信・昼間) 課程」という。

(位置)

第3条 本施設の所在地は大阪府箕面市白島 1-1-33 に置くものとする。  
面接授業は、同施設において実施する。

(修業年限)

第4条 修業年限は6月とする。  
但し、修了した研修等により次のように別途修業年限を定めることとする。  
1 介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修(2級)、  
介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修(1級) 4月以上  
(介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修(1級)の就業年限の短縮はないものとする。)

(定員及び学級数)

第5条 入所定員は、1学級の定員を15名とし、一開講期に同時に開講する学級数は1学級とする。

(養成課程及び履修方法)

第6条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、別表1の通り、通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。))別表5に定める内容に準拠する。

(科目免除)

第7条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長)に定めるところにより科目を免除することができる

(休業日)

第 8 条 休業日は次の通りとする。

年末年始 12 月 31 日～1 月 3 日

(入所時期)

第 9 条 入所時期は、各開講日とする。

(入所資格)

第 10 条 入所資格は、面接授業を受講可能な者であって、介護福祉士の資格取得を目指すものとする。

(入所者の選考)

第 11 条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

(入所手続)

第 12 条 入所手続は、受講申込書に、本人であることを証明できる書類（免許証の写等）及び介護に関する研修（訪問介護員養成研修 1 級・2 級・3 級課程、介護職員初任者研修課程並びに介護職員基礎研修、喀痰吸引等研修課程に限る。）を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

(退学、休学及び復学)

第 13 条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第 14 条 学習の評価は、科目ごとに 1 回以上テキストに則った課題を賦課し、その添削を行うことにより、国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

面接授業の場合において、授業開始から 10 分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第 16 条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業の全てに出席し、介護課程Ⅲの実技評価を受けた者であること、及び医療的ケアの演習の所定回数を満たした者でない限りは、履修認定しないものとする。

本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達してい

ないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。

本研修を修了した者には、修了証明書を交付する。

(受講料)

第 15 条 本研修の受講料は、第 7 条及び第 12 条に規定する受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次の通りとする。

- 一 無資格者、訪問介護員 3 級課程 135,000 円
- 二 訪問介護員 2 級課程 99,800 円
- 三 介護職員初任者研修 99,800 円

(訪問介護職員 1 級課程、介護職員基礎研修課程は二、三と同じとする。)

研修開講中止の場合は全額返還

テキスト代は、 12,800 円(税別)

(補講)

第 16 条 面接授業を欠席した場合は、次の方法により補講を受講することにより出席とする。

別日(有料)にて補講を受講する場合は、1 時間 2,500 円する。

(教職員の組織)

第 17 条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

(賞罰)

第 18 条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

- 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- 2 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者
- 3 その他、講師が不適格と見なした者

(その他の事項)

第 19 条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

(附則)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数	時間数	履修方法
人間の尊厳と自立 (5)	5	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答(送信)させ、通信指導及び添

		削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ（５）	５	同上
社会の理解Ⅱ（３０）	３０	同上
介護の基本Ⅰ（１０）	１０	同上
介護の基本Ⅱ（２０）	２０	同上
コミュニケーション技術（２０）	２０	同上
生活支援技術Ⅰ（２０）	２０	同上
生活支援技術Ⅱ（３０）	３０	同上
介護過程Ⅰ（２０）	２０	同上
介護過程Ⅱ（２５）	２５	同上
発達と老化の理解Ⅰ（１０）	１０	同上
発達と老化の理解Ⅱ（２０）	２０	同上
認知症の理解Ⅰ（１０）	１０	同上
認知症の理解Ⅱ（２０）	２０	同上
障害の理解Ⅰ（１０）	１０	同上
障害の理解Ⅱ（２０）	２０	同上
こころとからだのしくみⅠ（２０）	２０	同上
こころとからだのしくみⅡ（６０）	６０	同上
医療的ケア（５０）	５０	同上
合 計	４０５	

指定規則に定める科目及び時間数	本施設時間数	履修方法
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習（－）	１６	面接授業にて履修する。
介護過程Ⅲ（４５）	４５	面接授業にて履修する。
合 計	６１	